

独占禁止法の改正等の基本的考え方（説明資料）

第1 独占禁止法基本問題懇談会報告書の提言に対する公正取引委員会の考え方

1 課徴金と刑事罰の在り方

（報告書の概要）

課徴金と刑事罰の併科を維持し、違反行為に対しては課徴金を賦課することにより機動的に対処しつつ、特に悪質・重大な事案については刑事罰を併せて科すという役割分担とすることが、違反抑止の観点からは効果的。

課徴金と刑事罰が併科される場合の本来の課徴金額から刑事罰金額相当額の半分を調整する規定については必ずしも必要でない。この点に関しては、課徴金と刑事罰の金額調整を無くすべきとの意見と刑事罰金額全額を調整すべきとの意見とがある。

（考え方）

法人に対する刑事罰が存在することの意義は大きく、課徴金と刑事罰が併存・併科される仕組みを維持することが違反抑止の観点から適当と考える。

課徴金と刑事罰が併科される場合の課徴金額の調整規定については、両者が違反抑止効果を持つという点で共通していることから政策的に設けられた規定であるが、報告書にもあるように、調整の要否等については見解が分かれており、同規定を直ちに見直す必要はないと考える。

2 課徴金の水準、算定期間・除斥期間

（報告書の概要）

課徴金の水準については、「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分であることが必要。課徴金の算定期間、除斥期間（違反行為が無くなってから命令を行うまでの期間の上限）について、国際比較の観点、抑止力確保の観点から考慮する必要。

（考え方）

課徴金の水準については、報告書指摘のとおり「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分であることが必要と考える。課徴金の水準については、平成17年の独占禁止法改正による算定率の引上げが行われたところであり、当面は改正法の厳正な運用に努めつつ、課徴金の算定率の更なる引上げ、算定期間の延長が必要かどうかを見極める必要があると考える。

現行法で3年間とされている除斥期間は米国・EUよりも短く、国際カルテルへの対応等の観点からは、5年とすることが適当と考える。

3 課徴金の算定方法

(報告書の概要)

課徴金の算定方法については、現行課徴金と同様に比較的簡明なものとし、所定の考慮要素を満たす場合に加減算を行う仕組みとすることが適当。具体的な考慮要素として、違反行為の繰り返し（加算要素）、違反行為からの早期離脱（減算要素）、違反事案において主導的役割を果たしていたこと（加算要素）、調査協力（減算要素）が挙げられる（注：このうち、違反行為の繰り返し（加算要素）、違反行為からの早期離脱（減算要素）は既に現行法で導入されている。）。

(考え方)

カルテル・入札談合等において主導的役割を果たした事業者に対する課徴金の算定率を加算することは、違反行為を主導することに対する抑制となり、違反行為を抑止する効果があることから、考慮要素とすることが適当と考える。

カルテル・入札談合等について、既に公正取引委員会が把握している事実以外の事実を提供した事業者に対して課徴金の算定率を軽減する仕組みとすることは、違反事案の調査を容易にし、法執行の実効性の確保に資するものである。このような調査協力に対する減算は、平成17年改正法により導入された課徴金減免制度と機能面で重複することから、課徴金減免制度の枠内で見直すことが適当と考える。

4 排除型私的独占、不公正な取引方法に対する課徴金賦課

(報告書の概要)

排除型私的独占については課徴金の対象とすることが適当。不公正な取引方法については、課徴金の対象とすることは不適當であるとの意見と課徴金の対象とすることはできないわけではなく、必要なものについては課徴金の対象とすべきとの意見に分かれた。後者の立場からは、私的独占の予防規制といえない類型のうち、違反行為が多いなど特に抑止を必要とすると考えられる不当表示（ぎまんの顧客誘引）、優越的地位の濫用について検討することが提言された。

(考え方)

報告書にもあるように、排除型私的独占は、不当な取引制限、支配型私的独占と同様に、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであり、その競争侵害の程度を踏まえれば、課徴金の対象とすることが適当と考える。また、排除型私的独占は、コストを度外視した廉売や不当な価格差別等によって他の事業者を排除するものであるが、これを課徴金の対象とすることによって、不公正な取引方法のうち、不当廉売、差別対価等に対する抑止力としての効果も期待できる。

不公正な取引方法については、報告書に記載されている不当表示（ぎまんの顧客誘引）及び優越的地位の濫用のうち一定のものについて課徴金の対象とすることが適当と考える。

5 審判制度の在り方

(報告書の概要)

不服審査型審判方式については、当面、これを維持することが適当。一定の条件が整った段階で、事前審査型審判方式を改めて採用することが適当。また、審判に対する信頼性を一層高める見地から、審判官の構成、審判官作成の審決案の取扱い等に関し所要の措置を講ずることが適当。

(考え方)

不服審査型審判方式は、処分の早期化、審判件数の減少といった成果を上げていることから、これを当面維持することが適当と考える。また、審判に対する信頼性を高めるため、報告書で指摘のあった事項について、公正取引委員会規則の改正等、所要の措置を講じることとしている。

6 審判等における証拠開示の在り方、行政調査（審査）手続の在り方

(報告書の概要)

審判における審査官手持ち証拠の開示、供述聴取の際の弁護士同席、供述調書の写しの手交、弁護士秘匿特権を認めてはどうかとの論点があるが、現行の制度・運用を維持することが適当。ただし、事業者の手続上の保護にも配慮した運用がなされるべき。

(考え方)

報告書にもあるように、供述聴取の際の弁護士の同席等の事項については、

我が国の刑事手続や他の行政調査においても認められていないこと、審査活動の妨げとなりかねないことといった問題があり、**現行の制度・運用で問題は無い**と考えるが、事業者が防御権を適切に行使できるようにする観点からは、**運用上可能な範囲で配慮**していくこととしている。

7 警告・公表の在り方

(報告書の概要)

公正取引委員会が行う警告・公表について、違反行為の抑止の観点から、今後とも維持することが適当。警告の主体、要件、形式、意見聴取等に関する規定を整備することが適当。

(考え方)

違反抑止の観点から警告・公表を今後とも維持することが適当と考える。報告書の指摘も踏まえて、**手続の公正さ、透明性の確保の観点から、法令等において警告に関する規定を整備する**ことが適当と考える。

8 民事訴訟制度の在り方

(報告書の概要)

団体訴訟制度、文書提出命令の特則の導入については、民事訴訟を適切に機能させる観点から結論を出すことが望まれる。

(考え方)

民事訴訟の適切な活用を促すため、**景品表示法上の不当表示について、一定の消費者団体による差止請求制度を設けるとともに、独占禁止法上の不公正な取引方法に係る差止請求訴訟について、特許法等で設けられているような文書提出命令の特則を設ける**ことが適当と考える。

第2 その他の見直し事項

1 独占禁止法に係る届出・報告制度の見直し

(1) 独占禁止法第4章に係る届出・報告制度の見直し

- 会社等の株式取得につき、合併等の他の企業結合と同様に事前届出制度とする。
- 我が国市場に影響を及ぼす外国会社に係る企業結合に関し、届出基準を見直す。
- 親子会社間及び兄弟会社間のみならず、いわゆる叔父甥会社間の合併等についても、届出を免除する。

(2) 事業者団体届出制度の廃止

- 事業者団体に係る届出制度を廃止する。

2 その他

(1) 審判の事件記録の閲覧・謄写規定の整備

- 審判の事件記録の閲覧・謄写につき、正当な理由がある場合にはその開示を制限できる旨を明確化する。

(2) 海外競争当局との情報交換

- 公正取引委員会が海外競争当局に対して、情報を提供する場合の条件等を定める規定を設ける。

(3) 課徴金減免申請におけるグループ会社及び排除措置命令・課徴金納付命令における名あて人の取扱いの見直し・明確化

- 同一の違反行為において同一企業グループの中で複数の事業者が一定の関与をしている場合において、これらの事業者が共同して課徴金減免の申請をした場合の取扱いについての規定を整備する。
- 会社の合併・分割・事業譲渡が行われた場合における排除措置命令・課徴金納付の名あて人に関する規定を整備する。